

## 新型コロナウイルス感染症に伴う「休業要請」と「道の支援金」まとめ

国の緊急事態宣言の期間	4/16～5/6	～5/31まで延長 ※短縮される可能性もあり				
道による休業要請等の期間	<b>4/20～5/6</b>	<b>5/7～5/15</b>		<b>5/16～5/31</b> 5/25より一部解除		
道による休業要請等に伴う 支援金支給条件（休業実施期間）	遅くとも4/25 ～5/6	5/7～5/15	休業協力・感染 リスク低減支援金	遅くとも5/19 ～5/24	5/25～5/31	経営持続化 臨時特別支援金
◆休業要請 スナック、パブ、バー カラオケボックスなど	休業対象	休業対象	法人30万円 個人20万円	休業対象	休業対象	10万円
◆休業要請 パチンコ店、ボウリング場など	休業対象	休業対象		休業対象		
◆休業要請 (延べ床面積1000m <sup>2</sup> 以下) 土産物店、おもちゃ屋、 写真屋、学習塾など	休業対象	休業対象				
◆飲食店の酒類提供時間短縮 ～19時以降控えるよう協力 居酒屋、すし店など	協力対象	協力対象	10万円			

※対象施設や期間などは、都道府県や道内でも地域によって異なります。本資料は岩内町版として役場企画産業課が独自に作成したものです。